

平成22年10月29日
東北森林管理局

測量・建設コンサルタント業務に係る有資格者の皆様へ

国有林野事業における建設工事の品質確保に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮する総合評価落札方式を既に導入しているところですが、この度、建設工事に関する調査・設計業務についても、技術的工夫の余地が少ない等の業務を除き、総合評価落札方式を導入することとしました。

また、建設工事に係る調査、測量及び設計に係る請負業務において、契約の適正な履行及び調査等業務の品質確保を図るため、業務成績評価を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 建設工事に関する調査・設計業務の総合評価落札方式について

(1) 総合評価落札方式について

総合評価落札方式とは、価格のみで落札者を決定する従来の価格競争方式に対し、価格以外の要素についても、入札参加者の技術力や提案内容を総合的に評価したうえで落札者を決定する入札方式です。

総合評価落札方式を導入することにより、価格と品質が総合的に優れた業務の調達ができるようになり、ダンピング等の防止、建設コンサルタント業者の技術力向上も期待できるものです。詳細については、入札案件ごとの公告時に示すこととします。

(2) 対象となる調査等業務について

東北森林管理局及び管内の森林管理署等において、競争入札に付する建設工事に係る調査等業務のうち、入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等によって、調達価格の差異に比べて、事業の成果に相当程度の差異が生ずると期待できる業務を対象とします。

なお、技術的工夫の余地がない業務又は単純な作業である業務は、従来どおり価格競争方式で行うこととします。

- 総合評価落札方式による具体的な業務（例）
（林道事業）

- ・ 橋梁、トンネルの調査・測量・設計業務
 - ・ 林道、保安林管理道等の新設の調査・測量・設計（作業道を含む。）
（治山事業）
 - ・ 調査業務の中で委員会を設置して専門家の意見を聴取する業務
 - ・ 治山流域別調査、治山事業全体計画調査、地すべり機構調査その他これと同等の技術を要する業務
- （注） 対象とする業務区分は、例示であり、個々の業務内容、実施場所等の特性を踏まえ、適切な区分により実施することになりますのでご注意ください。

2 業務成績評定について

(1) 業務成績評定について

業務成績評定は、「「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」の制定について」（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）に基づき、契約の適正な履行及び調査等業務の品質確保の促進を図る観点から、導入することとします。

(2) 対象となる調査等業務について

業務成績評定は、現在履行中の調査等業務も含め、今後、完成、引渡が完了する業務のうち1件の請負契約金額が100万円を超える調査等業務を対象とします。

なお、対象業務が複数の業務区分にまたがる場合は、業務の目的、金額等を勘案し、主たる業務の業務成績評定をもって当該業務の業務成績評定とします。

お問い合わせ先

東北森林管理局 総務部 経理課
電話：018-836-2070